

枚方市と枚方市職員労働組合の団体交渉の要旨

1. 日 時 令和6年(2024年)5月14日(火) 午後7時05分～午後8時15分
2. 場 所 枚方市職員会館 大会議室
3. 出席者 組合側：執行委員長以下約30名
市 側：総務部長、総務部次長、人事課長、職員課長、
教育政策課長、上下水道総務課長、市立ひらかた病院総務課長、
書記(人事課・職員課 課長代理)
4. 課 題 「2024年夏季一時金等に関する要求書」及び「2024年夏季重点要求書」に
基づく交渉(1回目)

<交渉内容要旨>

I. 基本姿勢について

組 合	市
・ 憲法遵守の考え方について、改めて確認する。 ・ 勤務労働条件については労使合意を基本とするという認識に変わりはないか。また、山場に向け、要求書の各項目について、雇用者責任を果たすという立場の認識を確認する。	・ 憲法遵守の立場に変わりはない。 ・ 労使合意が基本との姿勢に変わりはない。山場に向け、雇用者責任を果たす立場で誠意を持って臨んでいく。

II. 生活改善について

組 合	市
・ 組合員のアンケート回答では、食費や光熱水費の削減をしているというものであり、職員の生活実態は大変苦しいという結果であった。物価上昇を上回る賃金の改善が必要だと考えるが、このような実態について、どのように認識しているのか。 ・ 物価が上昇し、24月連続で実質賃金が下がっている状況である。特に中高年層については、昨年の人事院勧告でもわずかな引き上げであり、処遇改善が必要と考えるがどのように認識しているのか。	・ アンケートの結果は組合員の皆さんの切実な思いと受け止めている。財政状況もあるが、社会情勢が大きく変動しており、一定の改善が必要であると認識している。 ・ 昨年の人事院勧告では、中高年層は若年層と比較し、引き上げ幅が小さかったことは認識しているが、勧告内容は民間の給与状況を踏まえたものと考えている。

Ⅲ. 人員体制について

組 合	市
事務職場では、一定の育児休業取得の要件を満たす職員の代替として、令和6年度から週31時間勤務の通年任用の会計年度任用職員を配置するよう改善されているが、育児休業を1年以上取得する職員も多くなっていることなどから、現在の会計年度任用職員の配置では十分ではない。また、保育現場では、土曜日の出勤があることや時差勤務があり、産育休者の代替として配置されている会計年度任用職員では、人員が足りていない状況であり、残っている正職員の負担が大きくなっている。産育休者の代替を全て正職員でとは言わないが、少しずつでも配置を検討してほしい。	令和6年度から一定の育児休業期間が見込まれる等要件を満たす職員に対して、週31時間勤務の通年任用の会計年度任用職員を配置するよう見直しを行ったところであり、まずは、各職場の状況確認を行う。また、専門職については、引き続き任期付職員を活用する。

Ⅳ. 非正規職員の処遇について

組 合	市
令和5年度の定期健康診断から、受診対象者が、勤務時間が週29時間以上の職員から週20時間以上の職員へと対象範囲が拡大されたが、市は健康経営を推進している立場であることから、週20時間未満の職員も対象となるよう範囲を広げるべきではないのか。	週20時間未満の職員については、国民健康保険など自身が加入している制度による受診機会が確保されているものと認識しているが、勤務形態などの諸要素を考慮しながら、対象の範囲については検討していく。